

第八十七回 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第十四号

昭和五十四年六月四日(月曜日)

午後一時五分開会

委員の異動

六月四日

補欠選任

熊谷 弘君 増岡 康治君
山崎 竜男君 岡田 広君
森下 昭司君 大森 昭君

出席者は左のとおり。

委員長 塩出 啓典君
理事 源田 実君
長谷川 信君
松前 達郎君
藤原 房雄君
佐藤 昭夫君

委員

岩上 二郎君
岡田 広君
上條 勝久君
後藤 正夫君
永野 厳雄君
増岡 康治君
望月 邦夫君
大木 正吾君
大森 昭君
吉田 正雄君
中村 利次君
柿沢 弘治君
秦 豊君

國務大臣

科学技術庁長 金子 岩三君

政府委員

科学技術庁長官 半澤 治雄君
科学技術庁原子力局長 山野 正登君
科学技術庁原子力安全局長 牧村 信之君
資源エネルギー庁長官官房審議官 児玉 勝臣君
常任委員会専門員 町田 正利君
説明員 労働省労働基準局補償課長 原 敏治君

本日の会議に付した案件

○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塩出啓典君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、熊谷弘君、山崎竜男君及び森下昭司君が委員を辭任され、その補欠として増岡康治君、岡田広君及び大森昭君が選任されました。

○委員長(塩出啓典君) 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回は引き続き、これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。
○松前達郎君 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に関して若干の質問をさせていただきます。ありがとうございます。

まず最初に、今日まで原子力産業、原子力事業従事者の従業員が受けた損害、あらゆる損害です

ね、これについてのデータは前にも同僚の議員の方から御質問があったと思うんですが、死亡した例があるんじゃないかと思うんですが、そういうものも含めてどのぐらいあったのかお知らせいただきたいと思えます。

○政府委員(児玉勝臣君) 原子力発電所におきまます事故におきまして、従来、昭和四十一年以来五十三年度末までに百十件の事故がございました。そのうちに原子力関係の事故が六十五件あるわけでございますが、それで身体に關係いたしましたのは原子力の關係で法定の放射線量を浴びた事故、すなわち三カ月三レム以上浴びた事故が一件ございまして、それは四十六年の七月にあった事故でございますけれども、それだけが身体に對する問題でございます。あの原子力にかかわらない事故におきまして感電死の事故というのがございまして。ちょっと件数はいまのところわかりませんが、そういう感電による事故というのがございまして。

○松前達郎君 いまの事故のデータの対象となっているのは原子力発電所ということをおっしゃったと思うんですが、そうじゃなくて、原子力産業、いわゆる原子力事業といえますか、たとえば燃料の製作とか、そういうふうな分野も含めてどの程度ございましてか。

○政府委員(牧村信之君) 核燃料産業並びに動燃事業団が核燃料の研究開発等を行っておるわけでございますが、核燃料施設におきましての放射線による事故で、先生御指摘の死亡事故はもちろんだございませぬ。また許容量を超えて被曝するような事故の報告はございませぬ。特に再処理につきましては、かねてから試運転に伴いまして若干のトラブル等がございまして、数件のトラブルによりまして従業者が障害を受けたり、あるいは体内被曝しておりますけれども、放射線を受けたと

いう観点からは、いずれも法律に定めず、あるいはその施設の肉内におきます基準量を大幅に下回った被曝で推移しておるところでございます。

○松前達郎君 いまのは動燃事業団その他最近の事故のことを言われているんじゃないかと思うんですが、私のところに実はこういうのが来ているんです。これは大分前ですが、昭和三十八年三月十五日、当時住友電工におられた藤井光興さん、この方が二十歳の若さで亡くなったわけなんです。この藤井さんは住友電工の伊丹研究部第四研究室で炭化ウランの製造に関する研究を行っておられた。従事されたのが約十四カ月間。天然二酸化ウランと黒鉛の混合体から核燃料をつくる作業に従事しておられた。こういう仕事をやっておられて亡くなって、医師の診断書は急性骨髄性白血病と、こういう診断書が出されたわけなんです。これについて会社側は、放射線管理は完璧であったと、ですから藤井さんの亡くなった原因というのは藤井さんの体質によるものだと、こういうことを言っていたというふうな報告が入っております。労働の適用とかそういう問題でいろいろと運動もあつたように聞いておりますけれども、この件を御存じでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 申しわけありません。ただいま資料を持ってきておりませんので、ちょっとお答えしかねるのでございますが。

○松前達郎君 これは大分古い話ですから、前もつてこのことを申し上げておかなかつたものですが、資料がないかもしれませんが、こういうふうな死亡された例があつたということなんです。この場合も、放射線の被曝量がどれだけ以下だから管理上問題がなかつたんだと、こういうふうなことでは片づけられていないというふうな状況だつたというふうに私は理解をしておるんですが、本法

案が今後こういったような数値的な放射線被曝量だけで適用されるかどうかの判断が行われるということになると、微量の放射線に関する問題というのは非常にこれは重要な問題になってくるんじゃないか、こういうふうには思っているんです。そこで、原子力事業従事者の損害の認定について、どういったところで認定をし、またどういう基準で認定をするのか、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 原賠法を適用するに当たりまして、いまの認定の問題と申しますのは、もともと原賠法自身が民事の問題でございまして、被害を受けた方と加害者、つまり原子力事業者との間の話し合いによって決着をつけられるべき問題、それで決着がつかない場合には最後は裁判に持ち込まれるという性格のものでございまして、けれども、しかし当事者同士が認定をするに付いて、先生御指摘のように、低レベル放射線の場合等は相当因果関係の立証等がむずかしいわけでございまして、そういった問題につきまして、政府といたしましては立証が容易になるようにこれを援助する努力というのとは従来ともやっておりますわけでございまして、一つは法定されております原子力損害賠償紛争審査会の活用でございまして、それから、第二は低レベル放射線の影響についての研究というものを進めまして、このような立証が技術的に容易になるようにするというのと。また私どもとしましては、政府関係機関の、たとえば放射線医学総合研究所といったところには、専門の医師とかあるいはこの方面での専門家といったふうな方もいるわけでございまして、そういう方々の知見も活用する。そういったふうなことを動員しまして、できるだけこの立証が容易化されるようにという努力は政府としても進めたいと思っております。

○松前達郎君 先ほど私例を申し上げましたけれども、この藤井さんの例の場合も、会社の方ではなるべく表に出したくない。ですから、亡くなる寸前に名前を変えてくれとか、そんなようなこと

まで言われたということが報告されておるのですけれども、やはりそこが一番問題だろう。たとえば、被曝を受けたり何かいろいろ損害を受けた、それに対して認定する場合に、企業側の意見というものが非常に大きなウェイトを占めるというふうになりますと、やはりなるべくこういふふうなもの表面に出したくないと、そういったような考え方が当然そこに出てくるんじゃないか。ですから、せつかくこの法律ができてから、その認定ですとか、その処理の問題について非常に大きな問題が残っていくんじゃないかというふうには私は考えておるわけなんです。企業側の意見が大きな判断の基礎になるといういままでの

先ほどの藤井さんの例にしましても、大分古い話です、三十八年の十二月の四日に請願が出ておりました、その中にも、原因の認定を公平に客観的に行うよう措置をするということとか、あるいは専門的学識経験者がない、たとえば労働基準監督局その他の公共機関、そういうものが判断をする場合に、各原子力関係事業場の意見による判定に任せられがちである、だからこういうことがないようにしてくれというふうな請願が大分前に出ておるわけなんです、これはその後大分時間を経過して、やっと今日日本法案が提出されたわけなんです。こういうふうな過去の例を十分踏まえていただいてこの法律の適用に当たっていただきたい、こういうふうには私は念願するものですから、そういう質問を申し上げます。

要望として、最後に、その原因の認定を公平、客観的にできるような何らかの処置をしていただきたいということを要望いたしました、私の質問

を終わらせていただきます。○吉田正雄君 今度の改正案では、従来、原子力損害賠償の適用除外になっておりました原子力事業に従事する人たち、これが新たに対象になるわけなんです、その中に核原料物質、燃料物質及び放射性廃棄物の輸送に従事した人たち、こういう人たちは私当然含まれるというふうには思いますが、この点どうなのか。さらに、従来、輸送に従事した人たちの人数であるとか、あるいは個人的には回数、被曝線量の総量がどうなっているのか等、そういう実態というものが把握をされておるかどうか、まずお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) まず、輸送の問題が原賠法の対象となるかどうかという点について御答弁申し上げますが、原賠法は、先生御指摘のように、原子力の運搬等により生じた原子力損害の賠償について決めた法律でございまして、結論から申し上げます、輸送中に生じた原子力損害というものはすべて対象になるということでございます。原子力の運搬等ということの定義の中に、原子力の運搬、加工、再処理あるいは核燃料物質の使用、並びにこれらに付随する核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、または廃棄という表現が法律でも明記されているわけでございまして、この輸送中に生じた原子力損害というものが対象になるわけでござい

また、この輸送に携わった労働者の方でございますが、まず輸送業者の従業員と、それから同乗しておる可能性のあります原子力事業者の従業員、二つの形が考えられるわけでございしますが、輸送業者の従業員というのは従来とも原賠法の対象になっておったわけでございまして、同乗する可能性のある原子力事業者の従業員というものが今回の法改正によりまして原賠法の対象になるということでございまして、その点は先生御指摘のとおりでございます。

放射線医学研究所等、そういうところから従事しておる人たちと差が出てくるんじゃないかというふうなこと等、同じ放射線という概念からするならば、広くそういう人たちもこの原賠法の中に含めるべきではないかという意見も一部にあるわけなんです、そういう意見なり考え方についてはどうしようにお考えになつておられるのか、あるいは将来さらにお考えになつておられるのか、あるいはこの点の検討をお考えになつておられるかどうかをお聞きいたします。

○政府委員(山野正登君) 原賠法はもととも原子力利用に伴いまして万一発生するかもしれない大規模かつ集団的な損害というものを類型に考えまして立法されたものでございまして、こういった場合に、無過失責任、責任の集中あるいは賠償としての強制といったふうなことを特に法定したわけでございまして、御質問の放射性同位元素による損害と申しますのは、このような大規模かつ集団的な損害といったふうなものを起すことというふうには、それと同じ類型に属するといふふうには考えていないわけでございまして、確かに放射線による損害というものはあり得るわけではございませぬけれども、現在、法の対象に考えておるものは類型を異にするというふうには考えておるわけでございまして、その分野の損害に対しては、現在の労災制度並びに民法の一般原則による救済というもので処理できると考えておるわけでござい

進みます。将来このR1の利用というものが格段に進みます、何らかの理由で同じこの原賠法の対象にする方がよからうといったふうなことでも出てまいりますれば、その時点で改めて検討したいというふうには考えております。○吉田正雄君 労働省から見えておられますか。――労働省としては、いま言ったような問題については、従来は、今度法改正になるまでは労災法で全部扱ってきていたわけですね。いま話があったように、いまのところでは広くそこまでは考えていないということですが、労働省側としてはそういうことについてはどう御見解をお持ち

らめんどろを見ましようということにどうもなりがちなるんじやないかという、そのことが逆に言うこと事故に対する安全性の確立という面での事業者の責任を怠るといったらいいんですか、軽く考えるというふうな事になって困るんじやないかというふうに思いますので、国の援助とは具体的にどのような場合どのようなことを行おうとしているのか、この点も明らかにしていただきたいと思ふんです。

労働省の方、来ていただいたんですが、時間がありませんから結構です、どうもありがとうございます。

○政府委員(山野正登君) まず、賠償措置額百億円というの低過ぎやしないかという点でございますが、現在原賠法によりますれば、賠償措置額の百億円を超えて損害が発生した場合でも原子力事業者は無制限の賠償責任を持つておられるというの、これは先生御指摘のとおりでございます。そういう意味で賠償措置額というものは、損害を賠償するに当たりましてその賠償が確実になるようにというために設けられた措置ではございませぬが、これを超えた場合にももちろん原子力事業者は無制限の賠償責任を持つておられるというのでございます。その面におきましては直ちに被害者の保護に欠けるといったふうな事にはならないかと思ふのでございます。原子力事業者が賠償措置額が低いために、できるだけその範囲内に賠償を抑えようということと被害者との間にいざこざが起るといったふうな事、これはまあないとは思いますが、もしそのようなことがございませぬれば、これは最終的には裁判の問題ではありませぬ、その前に、先ほども申し上げましたような紛争審査会という場も活用しまして、原子力事業者が力て被害者を押さえつけるといったふうな事のないように、これは私も十分に配慮したいと思ふのでございます。

それから財産保険の実態につきまして、これは可能な限り資料を先生の方に御提出したいと思ふのでございます。

さらに、百億円以上の損害があった場合に国が援助をするという規定があるわけでございますが、これによって電力会社が安易に国に依存しないかという点でございます。この点については、もし百億円を超えるような損害がありましたら、かつ国の援助の必要があるという場合には、政府としましては、この損害の発生から原子力事業者の資力、そういったもろもろの事情をよくよく調べて最もふさわしい援助をするというふうな事になっておられるわけでございます。原子力事業者が十分の賠償余力があるのに国がこれを援助するといったふうな事は、これはあり得ないわけでございます。その点、原子力事業者の方々が安易に国に依存しようとしてもこれはできない相談であろうかと考えております。

○補沢弘治君 それでは一、二質問をさせていただきます。

今度の原賠法の改正については、四十六年に次いでございませぬけれども、この改正によって諸外国の賠償制度と比較してわが国のレベルがどのくらいになるのかという点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(山野正登君) わが国の原子力損害賠償制度を諸外国の制度と比べてみますと、幾つかの原則につきましては諸外国並みの制度になっておるといふふうに考えております。すなわち、まず無過失責任の点でございますが、これは英国、西独、フランスといったふうなところが同様に採用しておられるわけでございます。また賠償責任の集中という点につきましても、英国、フランス、西独といったふうな国々が同じような制度をとっております。米国では、賠償責任を負うべき者はすべて原子力事業者の講じた賠償措置からの補てんを受けるというふうな事になっておりますので、そういう意味でも実質的には米国も同じような制度であろうかと思ふのでございます。

また、賠償措置額の強制という点につきましても、米国、英国、西独、フランスといった国々がわが国同様に採用いたしております。

一つ大きな相違というものがこの賠償責任の制限でございます。これにつきましては、米国、西独、英国、フランスといったふうな国々が賠償責任の制限をいたしておりますが、わが国では制限額を設けず無制限の責任というのを原則としておられます。この点が大きく違ふところでございます。

いま一つ、国家賠償、国家補償という制度を取り入れておられる国もございませぬが、この国家補償を採用しておられる国というのは逆に責任の制限を設けておられるわけでございます。

そういうふうなことで、全体を総合しますと、わが国の場合は原子力事業者の責任を無制限にした上で、かつ十分に賠償ができるように必要に応じては政府も援助するという制度をとっておられるわけでございます。そういう意味で、諸外国の制度に比べてむしろ進んでおるといふふうに評価してもよろしいのではないかと私も考えております。

○補沢弘治君 わが国の原子力平和利用を推進する上でも、世界で唯一の原爆被災国として、国民に対する安心感を高めるという意味でも、この原子力損害賠償法による損害賠償、もしくはそうした措置というものが、世界のレベルを超えるといえますか、一流のものになるということが必要だろうと思ふます。被害が起きてはいけないわけですが、そういう点で今回の改正というものは私は評価ができるというふうに考えているわけでございます。

国際的に見て決して遜色のないものだという御説明がありましたけれども、その国際的なレベルというものが果たして原子力事故の現状に対応して十分なものと言えるのかどうか。この間のスリーマイルの事故が現実起こってございませぬが、そのスリーマイルの事故に関するアメリカの原子力損害賠償請求の額の見通しとか、それが現在の法律で対応した場合には一体どうなるか、その辺も十分に対応ができるのか、その辺をお聞きしたい。もう

しあれと同じような事故が日本で起こった場合、今度の改正法案でどこまで救済ができるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山野正登君) 米国におきます今回のTMI事故に関連しての訴訟の問題でございますが、アメリカの原子力保険プールからの情報によりますと、五月十一日現在提起されております訴訟の申身と申しますのは、これは全部で九件ございまして、集団訴訟が七件、その内訳としまして、連邦ペンシルベニア州に五件、連邦ニューヨーク州に一件、それからペンシルベニア州裁判所に一件でございます。それから個別の訴訟が二件ございまして、ペンシルベニア州の裁判所に一件、治安裁判所に一件ということになっております。合計九件でございます。

これらの請求は、その根拠としまして、メトロポリタン・エジソン社並びにバブコック・アンド・ウイルコックス社の過失、重過失、あるいは高度危険行為といったふうな責任を挙げられておられるわけでございます。

損害の内容としまして、不動産の価格の低落、収益の減少、賃金の喪失、避難費用といったふうなものも挙げられております。

損害額としまして、五億六千万ドル以上のものとしておられるものが三件、具体的に損害額を算出しておられるものが三件、それから損害額を明らかにしていないものが三件というものがその内訳になっております。こういふふうなことがもしわが国に起こった場合にどうであろうかという点でございますが、これはもちろんそれが原子力損害と認定されるかどうかということによって決められるべき問題でございます。その点は因果関係によるわけでございますが、額の点につきましては、先ほども申し上げましたように、わが国の場合は無制限の責任というものを原子力事業者が持つておられるわけでございます。相当因果関係のある限りにおいてはすべてわが国においても賠償されるといふふうに考えております。

を与え、あるいは事前の検査を厳重にし、たびたびチェックをして、そして保安規制も非常に厳しい規制をいたしておるのでございます。私はこれをもっと厳正に、厳重にひとつ厳しい規制を続け、そして、きょう議決していただきます原賠法の適用が全く皆無で、将来とも原子力の行政が推進されることを期して、慎重な原子力行政に取り組み方をしていきたいと思ひます。

○委員長(塩出啓典君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようです。これより直ちに採決に入ります。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塩出啓典君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

松前君から発言を求められておりますので、これを許します。松前君。

○松前達郎君 私、ただいま可決されました原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、新自由クラブ及び社会民主連合の七党派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、原子力開発利用における安全の確保に万全を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一、賠償措置額については、今後一層の引上げに努めること。

二、原子力損害の原因の認定が客観的かつ公平に行われ、迅速な被害者救済がなされるよう現行諸制度の弾力的運用を図ること。
三、下請従業員も含め原子力事業従業員の被ば

く対策に万全を期し、特に、被ばく線量の中央登録管理、放射線管理手帳の交付については、それらの義務付けのための検討も含め強化、整備を図ること。
四、低レベル放射線の人体に対する影響に関する研究等を強力に推進すること。
五、不則の事態に対処するため、速やかに原子力損害賠償紛争審査会の体制整備を図るとともに、緊急医療対策、防災対策等の充実、強化を図ること。

右決議する。
以上であります。
委員各位の御賛同のほどをお願い申し上げます。

○委員長(塩出啓典君) ただいま松前君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塩出啓典君) 全会一致と認めます。よって、松前君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、科学技術庁長官から発言を求められております。この際、発言を許します。金子科学技術庁長官。

○国務大臣(金子岩三君) ただいま原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、慎重御審議の上、御可決いただきましたまことにありがとうございます。

私といたしましては、ただいま議決をいただきました附帯決議の趣旨を十分尊重いたしました。原子力行政の遂行に全力を尽くしてまいらる所存でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塩出啓典君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塩出啓典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時二分散会

昭和五十四年六月十八日印刷

昭和五十四年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D